

業 務 委 託 仕 様 書

- 1 件 名 さいたま市不法投棄監視カメラ交換設置等業務
- 2 履行場所 さいたま市緑区大字南部領辻 1 0 地先 外 2 箇所
- 3 履行期間 令和 8 年 9 月 2 日から令和 9 年 1 月 29 日まで

4 業務内容

4-1. ネットワーク型監視カメラの交換設置

委託者の指定した場所に設置されたネットワーク型監視カメラについて、下記仕様の監視カメラと交換し、各種機器の動作確認及び調整等を行い撮影可能な状態として納品する。

設置するネットワーク型監視カメラは、産業廃棄物指導課内の監視用パソコンから監視カメラの映像を操作・記録できるようにすること。さらに、これらの保守点検を 1 回行うこと。

なお、交換により取り外したカメラ及びライト等の付帯設備については、委託者の指示した場所にて委託者へ引き渡すこと。

(1) 仕様

監視カメラ設備について

【ア】監視カメラ画素数は 400 万画素以上とし、昼夜撮影可能及び 24 時間録画機能付きのものとする。なお、日中及び夜間にカメラの前を通過する車両とナンバープレート表記が識別できる性能を満たすものとする。

【イ】監視カメラは、屋外撮影可能であること。

【ウ】撮影した録画データを産業廃棄物指導課内の監視用パソコン内の専用ソフト（EZStation3.0）で確認できるようにすること。

【エ】場所ごとに設置する 2 台の監視カメラの撮影方向、設置する高さは委託者と協議して決定すること。

(2) 交換設置を行う場所

交換設置を行う場所は、下表（市内 2 箇所）のとおりとする。

場所（地番）	交換台数
緑区大字南部領辻 1 0 地先	2 台
岩槻区大字平林寺 9 7 - 1 地先	2 台

(3) 監視用パソコンへの接続

【ア】産業廃棄物指導課に設置される監視用パソコンから、監視カメラの映像記録、倍率を操作できるようにすること。

【イ】映像を記録するデジタルレコーダーは、カメラの映像が高画質（5コマ／秒）で20日以上保存可能な容量のものとし、屋外に設置する場合は遮光板付の収納ボックスに収納すること。

（4）設置後、監視カメラ及び監視システムについて、次に掲げる事項について1回点検を行うこと。なお、実施時期及び詳細については委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

【ア】監視カメラ、ルータ及び送電アダプタの動作確認

【イ】ハウジング、制御盤キャビネット及び引込計器盤キャビネットの固定状況、防水状況の確認

【ウ】鋼管ポール及び基礎の目視調査及び安全確認

【エ】監視カメラソフトの起動及びモニタ表示確認

【オ】監視カメラソフトにおける、各監視カメラの映像表示及び各種カメラ操作機能の動作確認

【カ】更新が必要なソフト等について、更新状況の確認

【キ】録画状況の確認及びデータ容量の確認

【ク】時刻等の各種設定の確認

4-2. ダミー型監視カメラへの交換

西区大字三条町537地先に設置されたネットワーク型監視カメラ(1台)について、現在設置されている看板、センサーライト、カメラ機器、引込開閉器盤等を撤去し、委託者が用意したダミー型監視カメラを設置する。

なお、交換により取り外したカメラ等の付帯設備については、委託者の指示した場所にて委託者へ引き渡すこと。

5 提出書類

受託者は、契約締結後本委託に関する次のア及びイの書類を委託者に提出する。書類の内容及びその他必要な書類については、事前に委託者と協議する。

なお、ウについては、業務完了時に完了報告書と併せて提出する。

【ア】業務工程表

【イ】構造図

【ウ】完成図

【エ】作業状況写真

6 一般事項

（1）受託者は、各業務上緊急に必要と認められるとき（災害、事故等）は臨機の措置を行

い、かつ措置について委託者に遅滞なく報告する。

(2) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

(3) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。

(4) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従業者が人権に配慮することができるよう努めること。

(5) 本仕様書に記載されていない事項であっても、法令により義務付けられている事項及び軽微な変更など業務上当然に必要な事項については、業務履行の範囲に含まれるものとする。

なお、疑義の生じた場合には、委託者と受託者で協議し取り決める。

7 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

8 その他

その他本仕様書に明記されていない事項については、委託者と受託者で協議して定める。